

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 作成の手引

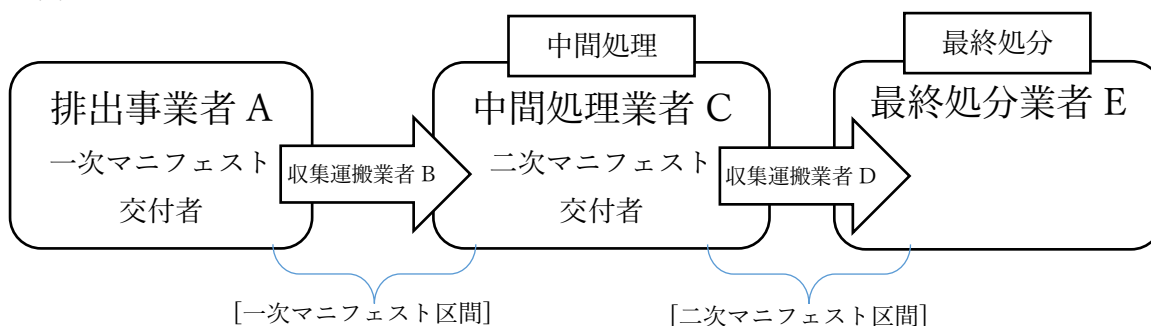
西宮市 事業系廃棄物対策課

令和7年（2025年）4月

1. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

産業廃棄物を排出し産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付した事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第 12 条の 3 第 7 項により、毎年 6 月 30 日までにその年の 3 月 31 日以前の 1 年間(前年度)に交付したマニフェストに関する報告書（様式第 3 号）を事業場ごとに作成し、都道府県知事（又は政令市長）に報告しなければなりません。

なお、西宮市以外より排出されるものについては、各地域を所管する都道府県・政令市へお問い合わせください。



産業廃棄物管理票交付等 状況報告書の報告義務者	報告内容	運搬受託者	処分受託者
排出事業者 A	一次マニフェスト区間	収集運搬業者 B	中間処理業者 C
中間処理業者 C	二次マニフェスト区間	収集運搬業者 D	最終処分業者 E

令和 7 (2025)年度 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の場合（例）

報告対象	令和 6 年度【令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から令和 7 (2025) 年 3 月 31 日の間】に、西宮市内の事業場から産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した事業者
提出期限	令和 7 年（2025 年）6 月 30 日 (提出漏れは期限以降でも必ず提出すること)
提出書類	産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第 3 号）
報告内容	産業廃棄物の種類、運搬受託者、 処分受託者ごとの排出量及びマニフェスト交付枚数、 運搬受託者及び処分受託者の名称、 運搬先と処分場所の住所、許可番号等
提出先	西宮市 事業系廃棄物対策課 電話 0 7 9 8 - 3 5 - 0 1 8 5 〒662-0934 西宮市西宮浜 3 丁目 8 番地 環境事業部 2 階 FAX 0 7 9 8 - 2 3 - 0 0 8 8

※罰則について

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出義務を怠った場合は、都道府県知事又は政令市長から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合は、その旨が公表されることがあります。公表後に改善が見られない場合、必要な措置を講ずるよう命ぜられ、この命令に違反した場合は、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**に処せられます。

※マニフェスト交付がない、報告の対象外となるものの例

1. 事務所からの紙類等、いわゆる事業系一般廃棄物であり、産業廃棄物に該当しないもの
2. もっぱら物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）のみを再生目的で扱う業者に処理を委託した場合
3. 法15条の4の2第1項に規定する再生利用認定を受けた処理業者に委託した場合
4. 法15条の4の3第1項に規定する広域認定を受けた処理業者に委託した場合

（参考）マニフェストには「紙」と「電子」がありますが、**電子マニフェスト**（インターネット管理）を使用した分については、**情報処理センターが集計し西宮市長に報告を行うため、事業者が自ら報告する必要はありません（自動報告）**。

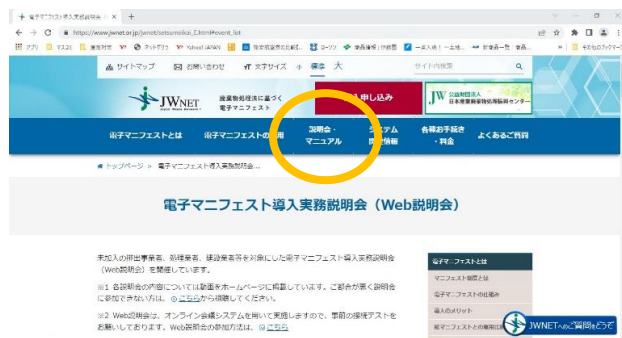
ただし、事業場で電子マニフェストを使用していても、あわせて紙マニフェストを用いて廃棄物を処理した場合は、**紙マニフェスト分については報告する必要があります**。

◆電子マニフェストの導入メリット《枚数多い場合は効果絶大！》

産業廃棄物管理票交付状況等報告書の提出不要/作成不要（自動提出処理）
事務処理の効率化（インターネットでパソコン入力操作が簡単。保存スペース不要）
基本情報の登録により、手続事務時間（＝事務費用）が減少
電子データ化により廃棄物の処理状況をネット上で保管し、即時に確認可能
マニフェスト伝票の保存が不要（ペーパーレス）

※報告書の作業負担軽減になりますので、ぜひ紙マニフェストから電子マニフェストの使用に切替ください。

【JW センターで毎月、無料ウェブ説明会を行っています。JW センターホームページ内の案内から申込受講ください】



2. 記入事項について

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成 年度)

平成 年 月 日

西宮市長 殿

① 報告者
住所
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

②

③

④

産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		⑤		業 種		⑥			
事業場の所在地		⑦		電話番号					
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
1									
2									
3									
4									

備考
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4 業種には日本標準業分類の中分類を記入すること。
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

① 文書名	
② 報告年月日	当該報告書を提出する年月日を記入してください。
③ 報告者	住所 氏名 電話番号
④ 実績年度	今回報告する廃棄物を排出した実績のある年度「令和6年度」(令和6年4月1日～令和7年3月31日)を記入してください。
⑤ 事業場の名称	産業廃棄物を排出する 西宮市内の事業場の名称 を記入してください。報告書は事業場ごとに作成し、提出してください。 ※(建設業のみの例外) 設置期間が短期間であり、また所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これら市内の事業場を1事業場(事業場名称「西宮市管轄内事業場」事業場所在地「西宮市管轄区域内」としてまとめて報告してください。 (例) トンネル工事、護岸工事、高速道路の建設工事等。

⑥ 業種	日本産業分類一覧（中分類）から業種を選択し、コードと名称を記入してください。産業分類の詳細については総務省ホームページ等で確認してください。
⑦ 事業場の所在地	産業廃棄物を排出する <u>西宮市内の事業場の所在地及び問合せ電話番号</u> を記入してください。 ※（建設業のみの例外）設置期間が短期間であり、また所在地が一定しない工事業場が2以上ある場合は、これら市内の事業場を1事業場（事業場名称「西宮市管轄内事業場」事業場所在地「西宮市管轄区域内」）としてまとめて報告してください。 工事を管轄する支社又は営業所等の電話連絡先を明記してください。
⑧ 番号	委託した産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者ごとにmanifestを取りまとめ報告しなければなりません。番号は1から順に連番を振ってください。 ただし、区間を分けて2以上の収集運搬業者に委託する場合は、複数行にわたり同じ番号を記入してください。（記入例4参照）
⑨ 産業廃棄物の種類 (=manifest項目「産業廃棄物の種類」)	交付したmanifestの「産業廃棄物の種類」欄及び別表2，3の産業廃棄物分類表を参考に記入してください。 1 manifestに2つ以上の種類の産廃あるものは、「混合廃棄物」「廃電気機械器具」「蛍光灯」などのmanifestの「産業廃棄物の名称」欄の表示もあわせて記載してください。 <u>排出されたすべての産業廃棄物について記入が必要です。</u> <u>《記入例：混合廃棄物（金属くず・廃プラスチック類）》</u> 産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれている場合は、それも記入してください。

⑩ 排出量（t） （＝マニフェスト項目「数量（及び単位）」をトンで）	委託した産業廃棄物の数量（単位：トン）を記入してください（他の単位の場合は、必ず単位も記入すること。 例「28ℓ」「150m³」）。 ※マニフェスト記載単位がキログラムの場合、単位をトンに換算して記入してください。例、×1,000kg → ○1 t ※排出量が容積（m³）やリットル【※1 m³=1000 ℓ 相当】でしかわからない場合は別表4の換算係数表を使って換算することも可能です。別表4はあくまでも参考値ですので、各事業場で排出している産業廃棄物について自社で換算できる場合はその値を使用し、報告してください。 排出量（t）＝廃棄物容積（m³）×換算係数（t／m³）
⑪ 管理票の交付枚数	マニフェストの交付枚数を記入してください。 ※紙マニフェストの場合、1セット（複写式）で1枚と数える。A票の枚数と考えてください。
⑫ 運搬受託者の許可番号 （＝委託契約書に記載あり）	番号は、収集運搬委託契約書や契約書付属の収集運搬業許可証に記載されています。 産業廃棄物の運搬を委託した業者の許可番号を10～11桁で記入してください。 2つ以上番号がある場合は、廃棄物を積む場所を管轄する行政庁の許可番号のみで構いません。[収集運搬委託契約書で必ず確認してください]
⑬ 運搬受託者の氏名又は名称 （＝マニフェスト項目「運搬受託者」氏名/名称）	マニフェストの項目「運搬受託者」の「氏名又は名称」をすべて、転記してください。 ただし、自ら運搬した場合は「自己運搬」と記入してください。（記入例3参照）
⑭ 運搬先の住所 （＝マニフェスト項目「運搬先の事業場」の所在地）	運搬先の住所を記入してください。 （収集運搬業者の所在地ではなく、廃棄物の運搬先を記入します。紙マニフェストの「運搬先の事業場」の「所在地」を記入してください。） このとき、同一事業者が積替え・保管を行う場合にあっては、最終運搬先（処分業者の事業場）の住所を記載してください。
⑮ 処分受託者の許可番号	番号は、処分委託契約書や規約書付属の処分業許可証に記載されています。

(= 委託契約書に記載あり)	処分受託者の許可番号を 11 桁で記入してください。[処分委託契約書で必ず確認してください]
①⑥ 処分受託者の氏名又は名称 (= マニフェスト項目「処分受託者」氏名/名称)	マニフェストの項目「処分受託者」の「氏名又は名称」を、転記してください。
①⑦ 処分場所の住所 (= マニフェスト項目「運搬先の事業場」の所在地。①④「運搬先の住所」と同一なら、記入不要)	処分場所の住所を記入してください。ただし、①④「運搬先の住所」と同じ場合は記入する必要はありません。

3. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入例

記入例 1 (工場等)

化学工場の事業を行っている株式会社〇〇西宮工場が、報告年度内に次のとおり交付した場合。

- ・廃油 50 トンを委託処理するのにマニフェスト 25 枚
- ・廃酸 10 トンを委託処理するのにマニフェスト 5 枚
- ・強酸（特別管理産業廃棄物）20 トンを委託処理するのにマニフェスト 14 枚
- ・有害汚泥（特別管理産業廃棄物）13 トンを委託処理するのにマニフェスト 6 枚

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成31年度)

平成30年 4月15日

西宮市長 殿

報告者
住 所 大阪府〇〇市〇〇町1-2-3
氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 西宮 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成30年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社〇〇 西宮工場		業 種	化学工業					
事業場の所在地	兵庫県西宮市〇〇町1-2-3		電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇					
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃油	50	25	09900▲▲▲▲▲	※※商事(株)	兵庫県西宮市●●町1-2	09920◆◆◆◆◆	(株)□□産業	
2	廃酸	10	5	02814■●●●●	××運輸(株)	兵庫県〇〇市〇〇町123	02824▼▼▼▼▼	(株)△△化学	
3	強酸	20	14	02854■●●●●	××運輸(株)	兵庫県〇〇市〇〇町123	02874▼▼▼▼▼	(株)△△化学	
4	汚泥(有害)	13	6	02855●●●●●	(株)※※商事	大阪府〇〇市〇〇町456	03384★ ★ ★ ★ ★	環境▽▽ (株)	

備考
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
2 同一の都道府県
3 産業廃棄物の種
4 業種には日本標
5 運搬又は処分を
各事項について
6 処分場所の住所
7 区間を区切って

これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

いじん等が含まれること
受託者につ

排出量が容積 (m³) でしかわからない場合は、単位も記入してください(例「1 3 m³」。別表4の換算係数表を使って換算することも可能)。

収集運搬業者の所在地ではなく、廃棄物の運搬先を記入する。

記入例 2（建設業）

建設業の事業を行っている〇〇建設西宮支社が、〇〇ビルの建設工事を行い、次のとおり報告年度内に次のとおり交付した場合。

- ・建設系混合廃棄物（木くず、紙くず、がれき類の混合物）25 トンを委託処理するのにマニフェスト 8 枚
- ・がれき類 118 トンを委託処理するのにマニフェスト 10 枚
- ・がれき類 2 トンを上述と別の業者で委託処理するのにマニフェスト 2 枚
- ・がれき類（石綿含有産業廃棄物）1 トンを委託処理するのにマニフェスト 1 枚

建設工事の場合、工事を管轄する支社または営業所等の名称、住所を併記する。

様式第三号(第八条の二十七関係) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成31年度)

西宮市長 殿

報告者 住所 兵庫県〇〇市〇〇町1-2-3
氏名 株式会社〇〇 代表取締役 西宮 花子
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成30年 4月15日

産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成30年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	〇〇ビル建設現場 (株式会社〇〇 西宮支社)		業 種	総合工事業					
事業場の所在地	兵庫県西宮市〇〇町1-2-3		電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇					
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	建設系混合廃棄物(木くず、紙くず、がれき類)	25	8	09900▲▲▲▲▲	* 〇〇商事(株)	兵庫県西宮市●●町1-2	09920◆◆◆◆◆	(株)□□産業	
2	がれき類	118	10	02814■●●●●	× × 運輸(株)	兵庫県〇〇市〇〇町123	02824▼▼▼▼▼	(株)△△エコ	
3	がれき類	2	1	02814▲▲▲▲▲	× × ロジ(株)	岡山県〇〇市〇〇町123	03324◇◇◇◇◇	(株)△△工業	
4	がれき類(石綿含有産業廃棄物)	1	1	02855●●●●●	(株)※※商事	兵庫県〇〇市〇〇町456	02884★ ★ ★ ★ ★	環境▽▽ (株)	

備考
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日
2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合は、1事業場ごとに記載すること。
3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等がある場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等と併記すること。
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7 区間を区切って運搬を委託した場合は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬

一体不可分である建設系混合廃棄物の場合は、種類内訳を記入。

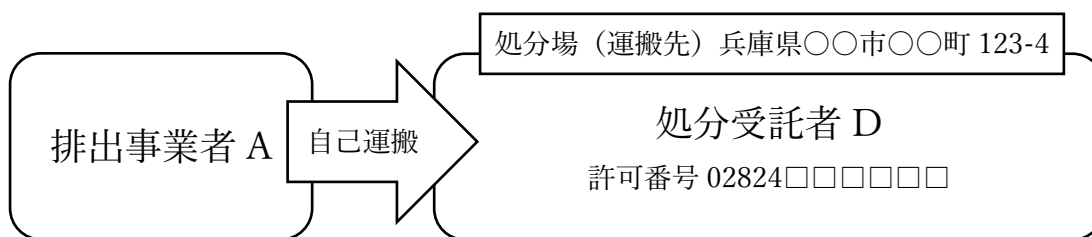
(日本工業規格 A列4番)

非飛散性アスベスト廃棄物のうち、工作物の新築、改築、または除去に伴って生ずる産業廃棄物で、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものの場合は、石綿含有産業廃棄物である旨を併記。

記入例 3（自ら運搬した場合）

自己運搬についてのマニフェスト交付は必要ありませんが、その処分を委託した場合はマニフェストを交付するため、その状況を報告する必要があります。

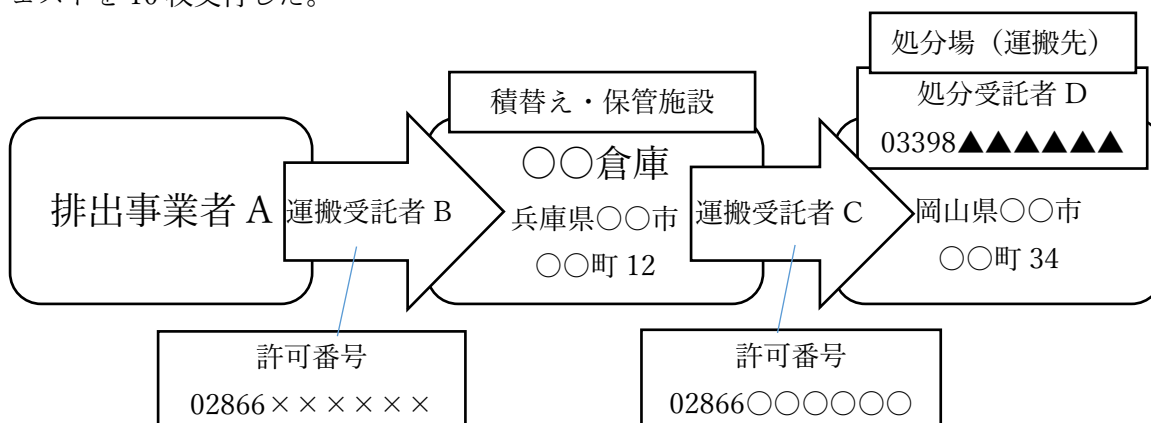
例) 次のとおり、報告年度内に廃プラスチック類 0.001 トンの処分を、自己運搬し処分業者 D に委託処理するのにマニフェスト 1 枚を交付した場合。



番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は 名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	0.001	1		自己運搬	兵庫県〇〇市 〇〇町 123-4	02824□□□□□□	処分受託者 D	

記入例 4（区間を区切って 2 以上の収集運搬業者に委託した場合）

報告年度内に汚泥（有害）20 トンの収集運搬を、〇〇倉庫までは収集運搬業者 B, 〇〇倉庫から処分場までは収集運搬業者 C に委託し、処分を処分業者に委託した。その際、マニフェストを 10 枚交付した。



番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は 名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は 名称	処分場所 の住所
1	汚泥（有害）	20	10	02866××××××	運搬受託者 B	兵庫県〇〇市 〇〇町 12	02824□□□□□□		
1				02866〇〇〇〇〇〇	運搬受託者 C	岡山県〇〇市 〇〇町 34	03398▲▲▲▲▲▲	処分受託者 D	

※業者によっては複数の許可番号を持っている場合がありますので、必ず委託契約書で確認してください。

別表1 日本標準産業分類一覧(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行)

大分類	中分類	大分類	中分類
A 農業, 林業	01 農業	I 卸売業, 小売業	50 各種商品卸売業
	02 林業		51 繊維・衣服等卸売業
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)		52 飲食品卸売業
	04 水産養殖業		53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	05 鉱業, 採石業, 砂利採取業		54 機械器具卸売業
	06 総合工事業		55 その他の卸売業
D 建設業	07 職別工事業(設備工事業を除く)		56 各種商品小売業
	08 設備工事業		57 織物・衣服・身の回り品小売業
	09 食料品製造業		58 飲食品小売業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業		59 機械器具小売業
	11 繊維工業		60 その他の小売業
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	J 金融業, 保険業	61 無店舗小売業
	13 家具・装飾品製造業		62 銀行業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業		63 協同組織金融業
	15 印刷・関連産業		64 貸金業, クレジットカード業等 預金信用機関
	16 化学工業		65 金融商品取引業, 商品先物取引業
	17 石油製品・石炭製品製造業		66 補助的金融業等
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	K 不動産業, 物品賃貸業	67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
	19 ゴム製品製造業		68 不動産取引業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業		69 不動産賃貸業・管理業
	21 窯業・土石製品製造業	L 学術研究, 専門・技術サービス業	70 物品賃貸業
	22 鉄鋼業		71 学術・開発研究機関
	23 非鉄金属製造業		72 専門サービス業(他に分類されないもの)
	24 金属製品製造業		73 広告業
	25 はん用機械器具製造業	M 宿泊業, 飲食サービス業	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
	26 生産用機械器具製造業		75 宿泊業
	27 業務用機械器具製造業		76 飲食店
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	N 生活関連サービス業, 娯楽業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	29 電気機械器具製造業		78 洗濯・理容・美容・浴場業
	30 情報通信機械器具製造業		79 その他の生活関連サービス業
	31 輸送用機械器具製造業	O 教育, 学習支援業	80 娯楽業
	32 その他の製造業		81 学校教育
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	P 医療, 福祉	82 その他の教育, 学習支援業
	34 ガス業		83 医療業
	35 熱供給業		84 保健衛生
	36 水道業	Q 複合サービス事業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
	37 通信業		86 郵便局
	38 放送業	R サービス業(他に分類されないもの)	87 協同組合(他に分類されないもの)
	39 情報サービス業		88 廃棄物処理業
	40 インターネット附随サービス業		89 自動車整備業
	41 映像・音声・文字情報制作業		90 機械等修理業(別掲を除く)
	42 鉄道業		91 職業紹介・労働者派遣業
	43 道路旅客運送業		92 その他の事業サービス業
	44 道路貨物運送業		93 政治・経済・文化団体
	45 水運業		94 宗教
	46 航空運送業		95 その他のサービス業
	47 倉庫業	S 公務(他に分類されるものを除く)	96 外国公務
	48 運輸に附帯するサービス業		97 国家公務
	49 郵便業(信書便事業を含む)		98 地方公務
		T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

※日本産業分類の詳細については、総務省ホームページ等でご確認ください。

別表 2 産業廃棄物分類表（主要なものを抜粋）

産業廃棄物分類
燃え殻
汚泥
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類
紙くず
木くず
繊維くず
動植物性残さ
ゴムくず
金属くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
鉱さい
がれき類
動物のふん尿
動物の死体
ばいじん
13 号廃棄物
動物系固形不要物
建設系混合廃棄物（安定型のみ）
建設系混合廃棄物（管理型含む）
水銀使用製品産業廃棄物
廃電気機械器具（一般名称を付記）
廃電池類

別表 3 特別管理産業廃棄物分類表（主要なものを抜粋）

特別管理産業廃棄物分類
引火性廃油
強酸
強アルカリ
感染性産業廃棄物
廃 PCB 等
廃石綿等（飛散性）

別表 4 産業廃棄物換算係数表（参考値）

環境省通知記載値(平成 18 年 12 月 27 日環廃産発第 061227006 号)

産業廃棄物の種類	換算係数 (t / m ³) 1 m ³ =1000 ℓ
燃え殻	1.14
汚泥	1.10
廃油	0.90
廃酸	1.25
廃アルカリ	1.13
廃プラスチック類	0.35
紙くず	0.30
木くず	0.55
繊維くず	0.12
動植物性残さ	1.00
ゴムくず	0.52
金属くず	1.13
ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	1.00
鉱さい	1.93
がれき類	1.48
動物のふん尿	1.00
動物の死体	1.00
ばいじん	1.26
13 号廃棄物	1.00
動植物系固形不要物	1.00
混合廃棄物（建設系/安定型/管理型）	0.26
廃電気機械器具	1.00
感染性廃棄物	0.30
廃石綿等（飛散性）	0.30
廃水銀等	13.57

【注意事項】

マクロ的な重量を把握するための参考値であるため、各事業場で排出している産業廃棄物について、自社で換算できる場合はその値を使用し報告すること。

特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ該当する品目の換算係数に準拠する。

2 トン車 1 台という場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。